

令和 6 年能登半島地震により被害にあわれたお客さまへ

このたびの令和 6 年能登半島地震により被害に遭われたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、被災された方々の預金払い戻し等につきまして、下記のとおりお取扱いさせていただきます。

詳しくは当金庫本支店窓口にてご相談ください。

記

1. 預金通帳・証書をなくされた場合でも、ご本人であることを確認のうえ、お支払い手続きをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。
2. お届けのご印鑑をなくされた場合には、拇印にて対応いたします。
3. 定期預金等の期限前払出しにつきましてもご相談ください。
また、これら預金を担保とした貸付のご相談も承ります。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議のうえ対応させていただきます。
5. 災害時の手形・小切手不渡処分については配慮させていただきます。
また、電子記録債権についても配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣や硬貨を引き換えいたします。
7. 国債を紛失された場合のご相談も承ります。
8. お借入やご融資金の返済につきましても、融資窓口へご遠慮なくご相談ください。

以上